



# 北のひろめ～る

令和7年 8月 25日  
釧路方面広尾警察署  
交通係  
電話:01558-2-0110  
第 48 号



## 子供を守る！ チャイルドシート



幼児を自動車に乗せて運転する時は必ずチャイルドシートを使用しましょう！

自動車の運転者はチャイルドシートを使用しない**6歳未満の幼児**を乗せて、運転してはならないことが決められています。



チャイルドシートを使用しない場合、チャイルドシートを適正に使用している場合と比べ、**致死率が4.7倍**にもなります。

**チャイルドシートをしているからといって安心しないで！**

チャイルドシートを使用している場合でも、車両への取付け固定が不十分であったり、正しく座らせなかった場合に交通事故が起きると

「チャイルドシートがシートベルトから分離」

「幼児がチャイルドシートから飛び出す」

といったことが起きてしまい、せっかくのチャイルドシートが意味をなさないことになってしまいます。



チャイルドシートが適切に付けられていた割合  
**約7割**

適切に座れていた割合

**約5割** (令和6年調査)



今一度、取り付け方法などを見直し、安全で快適なドライブを！！

全席シートベルト・チャイルドシートで笑顔でドライブ

★ 北海道釧路方面広尾警察署 ★